

設計要領等の改定項目（案）

設計要領等の改定項目（案）の位置づけ

設計要領等の改定項目（案）を用いるにあたっては、その位置づけや取り扱いは各道路管理者が決めるものである。この参考資料を、ただちに基準のごとく扱われることまでは想定した内容の精査までは行っていない。